

佐賀県告示第253号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項の規定による指定地方公共機関の指定（平成17年佐賀県告示第327号）の一部を次のように改正する。

平成25年7月23日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 指定地方公共機関</p> <p><u>社団法人佐賀県医師会（昭和22年12月1日に社団法人佐賀県医師会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>社団法人佐賀県看護協会（昭和58年11月2日に社団法人佐賀県看護協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>佐賀県道路公社</p> <p><u>社団法人佐賀県バス・タクシー協会（昭和51年7月22日に社団法人佐賀県バス・タクシー協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>社団法人佐賀県トラック協会（昭和48年7月2日に社団法人佐賀県トラック協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>松浦鉄道株式会社</p> <p>佐賀ガス株式会社</p> <p>唐津瓦斯株式会社</p> <p>鳥栖ガス株式会社</p> <p>伊万里ガス株式会社</p> <p>筑紫ガス株式会社</p> <p><u>社団法人佐賀県エルピーガス協会（昭和54年8月28日に社団法人佐賀県エルピーガス協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p>	<p>1 指定地方公共機関</p> <p><u>一般社団法人佐賀県医師会</u></p> <p><u>公益社団法人佐賀県看護協会</u></p> <p>佐賀県道路公社</p> <p><u>一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会</u></p> <p><u>公益社団法人佐賀県トラック協会</u></p> <p>松浦鉄道株式会社</p> <p>佐賀ガス株式会社</p> <p>唐津瓦斯株式会社</p> <p>鳥栖ガス株式会社</p> <p>伊万里ガス株式会社</p> <p>筑紫ガス株式会社</p> <p><u>一般社団法人佐賀県LPガス協会</u></p>

株式会社サガテレビ
長崎放送株式会社
株式会社エフエム佐賀
2 略

株式会社サガテレビ
長崎放送株式会社
株式会社エフエム佐賀
2 略